

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
高石高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが9件あった。</p>					<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	愛知県	令和5年4月21日から同月23日まで	10,720円	令和5年8月29日	
		滋賀県	令和5年4月30日	1,720円	令和5年8月29日	
		滋賀県	令和5年5月2日から同月6日まで	2,660円	令和5年8月29日	
		北海道	令和5年7月25日から同年8月1日まで	116,320円	令和5年9月20日	
		埼玉県	令和5年4月15日から同月19日まで	59,270円	令和6年1月11日	
	B	兵庫県姫路市	令和5年8月2日	4,620円	令和5年9月12日	
		兵庫県姫路市	令和5年8月3日	4,500円	令和5年9月12日	
	C	沖縄県	令和5年11月12日から同月16日まで	94,038円	令和6年3月4日	
	D	滋賀県	令和5年12月28日	3,900円	令和6年1月30日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月28日）